

市街地周辺の廃校のビジネス活用

上席研究員 大谷 博

要 旨

全国的にも少子化が進行しており、徳島県内においても直近の約 20 年間(2000 年～ 2019 年)の年少人口(0～14 歳)の推移を見るとこの間に 30.7%も減少している。児童数の推移を見るとこの間に 27.0%も減少している。徳島県内の 2019 年 5 月 1 日現在の小学校数(分校を含む、休校を含む)は 191 校である。直近の約 20 年間(2000 年～ 2019 年)の学校数の推移を見るとこの間に 99 校も減少している。とりわけ 2010 年以降に目まぐるしく廃校が増加していることが分かる。

文部科学省の学校統廃合の手引で検討が求められる「学校規模：1 学年 1 学級以下」に該当する徳島県内の公立小・中学校は、小学校が全体の約 6 割(60.8%)に該当する 113 校、中学校では全体の 35.3%に該当する 30 校にも上っている。これによると、文部科学省の手引きに該当する数は過疎地の山間部だけでなく過疎地以外の市街地周辺にも広がっていることが分かり、将来は廃校がさらに市街地にまで広がると予測される。

廃校になった学校が活用もされずに放置されている状況は、国や地方自治体にとって他の公共施設と同様、維持管理の上で重要な課題になっている。学校施設の多くは国庫補助などの多額の補助金を受けて整備された施設であり、従来は学校以外の転用や売却をする場合は補助金相当額の国庫納付などの財産処分の手続きが必要とされてきた。これを背景にして、学校は休校となるも廃校にはならない方向に向かった。ところが 2008 年 6 月に、文部科学省は廃校施設などの積極的な活用を進めるために廃校施設などの転用に際して、こうした財産処分手続の弾力化、簡素化を図った。国庫納付金免除範囲の抜本的な拡大及び手続きの簡素化を図った。

さらに文部科学省は従来の取り扱いを改正し、廃校施設の活用に道を開き、“未来につなごう「みんなの廃校プロジェクト」”を 2010 年に立ち上げ、ホームページで廃校施設活用情報の提供や補助制度などを積極的に紹介するようになった。このような文部科学省の対応や地方自治体の思惑が、廃校の活用を後押ししている。

文部科学省の「廃校施設等活用状況実態調査」によると、全国の廃校舎のうち、「企業や法人等の施設」や「創業支援施設」といった企業系の用途として活用されている廃校が既に 478 件あり、福祉系に利用されている廃校数を上回っている。また屋内運動場のうち、企業系の用途として活用されている廃校が既に 257 件あり、この数は福祉系に利用されている廃校数を上回り、「体験交流施設等」や「備蓄倉庫」といった行政系に利用されている廃校数と肩を並べる。

千葉県と株式会社ちばぎん総合研究所が 2016 年と 2017 年に実施した企業向けアンケートや企業ヒアリング調査によると、企業の廃校活用の目的やメリットは、ほとんどの企業に共通するものとして、①既に使われていた学校施設を利用することによる新規設備投資等の負担軽減、②廃校を活用するという地域貢献と企業のイメージアップ、③公共施設を利用することによる自治体との連携強化、④

自治体からの補助金などの支援享受の可能性、⑤従業員への多様な働き方の提供(働き方改革)などがあがっている。

廃校のビジネス活用には、2つの大きな課題がある。まずひとつは地元側からのニーズや制約への対応である。教育施設としての役割を終えても、これ以外に学校に付随していた機能の継続を地元側から求められることも多い。行政側からは選挙の投票所としての役割、避難所としての役割、避難訓練の場所としての役割などである。また、地域コミュニティの中心であったことから、例えば体育館やグラウンドの地域スポーツの場所としての利用継続などである。廃校のビジネス活用にあたっては、地域貢献の観点からこうした地元側からのニーズに対応することが求められる一方で、企業活動のセキュリティ確保の観点から、管理形態などで住民と企業の双方が折り合いをつける必要がある。また、自治体としては財政が逼迫するなか、公共施設の維持管理費削減が課題となっていることから、企業への維持管理負担をお願いする自治体も多い。例えば学校施設の維持のために加入している共済保険の保険料を企業に負担してもらっている例がある。

もうひとつはビジネス活用企業の発掘・マッチングである。全国で廃校が増加しているなか、国をあげて廃校のビジネス活用を進めていることもあって、廃校活用の地域間競争が始まっている。そこでは利活用に興味のある企業の掘り起こしとマッチングが大きな課題になっている。千葉県では、全国に先駆けて2016年度から千葉銀行などの地域金融機関等との連携により「空き公共施設等を活用した企業進出支援事業」を展開しており大きな成果が出ている。

1. 県内の児童数・生徒数・廃校数の推移

(1) 少子化の急速な進行

全国的にも少子化が進行しており、徳島県内においても直近の約20年間(2000年～2019年)の年少人口(0～14歳)の推移を見るとこの間に県全体では30.7%も減少している。これを市町村別にみると、北島町以外の市町村全てで年少人口が減少している。県内24市町村のうち17市町村が県平均を上回る減少率で、県平均を下回る減少率は藍住町などわずか6市町村に過ぎない。神山町67.0%減、牟岐町62.9%減などで少子化が激進している。

市町村を過疎地((※)過疎地域に準過疎地域を含む)とそれ以外に分けて、それぞれ2000年以降2019年までの年少人口(0～14歳)の推移をみると、過疎地の市町村の減少率は非常に高いが、過疎地以外の市町村でも県平均を上回る減少率になっている市町村があることが分かる。年少人口(0～14歳)の激減は過疎地に限ったことではなく、小松島市や鳴門市、上板町で

も県平均の減少率を上回る勢いで年少人口が減少している。

国立社会保障・人口問題研究所が国勢調査結果や人口移動調査結果に基づいて行っている将来の人口予測(将来人口推計)によると、2020年から20年先の2040年までの年少人口(0～14歳)の推計値をみると、これからの20年間で年少人口は県全体では29.3%減少すると予測されている。現在までの20年間とほぼ同じ減少率で推移するとみられており減少は緩くはない。過疎地((※)過疎地域に準過疎地域を含む)とそれ以外に分けてみると、過疎地の市町村の減少率は引き続き非常に高い。また過疎地以外の市町村でも県平均を上回る減少率になっている市町村があり、小松島市や鳴門市、上板町に加えて板野町や阿南市でも県平均の減少率を上回る勢いで年少人口が減少するとみられている。

このように年少人口(0～14歳)の減少は過疎地に限ったことではない。将来は過疎地以外の市町村でも過疎地以上に減少する市町村が見られると予測されている。

図表 1 徳島県市町村別年少人口（0～14歳人口）の推移

(人、%)

	2000年	2005年	2010年	2015年	2019年	2000年～2019年増減率
徳島市	38,797	35,389	32,795	29,732	29,169	-24.8
鳴門市	8,988	8,170	7,408	6,600	5,765	-35.9
小松島市	6,168	5,539	5,131	4,456	3,811	-38.2
阿南市	11,828	10,948	10,244	9,365	8,541	-27.8
吉野川市	6,349	5,609	5,046	4,434	4,021	-36.7
阿波市	5,741	5,113	4,595	4,134	3,673	-36.0
美馬市	4,883	4,107	3,540	3,084	2,755	-43.6
三好市	4,781	3,793	2,904	2,326	2,048	-57.2
勝浦町	823	681	571	504	442	-46.3
上勝町	194	165	145	111	101	-47.9
佐那河内村	336	247	220	194	171	-49.1
石井町	3,653	3,493	3,416	3,232	3,029	-17.1
神山町	793	542	395	300	262	-67.0
那賀町	1,389	1,162	866	698	562	-59.5
牟岐町	672	542	441	336	249	-62.9
美波町	1,095	900	706	579	499	-54.4
海陽町	1,625	1,441	1,098	818	660	-59.4
松茂町	2,437	2,386	2,254	2,100	1,949	-20.0
北島町	3,159	3,106	3,204	3,392	3,414	8.1
藍住町	5,452	5,431	5,424	5,361	5,250	-3.7
板野町	2,059	1,876	1,783	1,451	1,433	-30.4
上板町	1,835	1,690	1,579	1,344	1,202	-34.5
つるぎ町	1,485	1,234	956	749	609	-59.0
東みよし町	2,675	2,250	1,875	1,730	1,639	-38.7
徳島県	117,217	105,814	96,596	87,030	81,254	-30.7

注：網掛け箇所は増減率が県平均を上回った市町村

資料：国勢調査（総務省）、徳島県推計人口（徳島県統計データ課）

図表 2-1 徳島県過疎地市町村の年少人口（0～14歳人口）の推移

(人、%)

		2000年	2005年	2010年	2015年	2019年	2000年～2019年増減率
過疎地	神山町	793	542	395	300	262	-67.0
	牟岐町	672	542	441	336	249	-62.9
	那賀町	1,389	1,162	866	698	562	-59.5
	海陽町	1,625	1,441	1,098	818	660	-59.4
	つるぎ町	1,485	1,234	956	749	609	-59.0
	三好市	4,781	3,793	2,904	2,326	2,048	-57.2
	美波町	1,095	900	706	579	499	-54.4
	佐那河内村	336	247	220	194	171	-49.1
	上勝町	194	165	145	111	101	-47.9
	勝浦町	823	681	571	504	442	-46.3
	美馬市	4,883	4,107	3,540	3,084	2,755	-43.6
	東みよし町	2,675	2,250	1,875	1,730	1,639	-38.7
	吉野川市	6,349	5,609	5,046	4,434	4,021	-36.7
	阿波市	5,741	5,113	4,595	4,134	3,673	-36.0

注：網掛け箇所は増減率が県平均を上回った市町村

資料：国勢調査（総務省）、徳島県推計人口（徳島県統計データ課）

図表 2-2 徳島県過疎地以外の市町村の年少人口（0～14歳人口）の推移

(人、%)

		2000年	2005年	2010年	2015年	2019年	2000年～2019年増減率
過疎地以外	小松島市	6,168	5,539	5,131	4,456	3,811	-38.2
	鳴門市	8,988	8,170	7,408	6,600	5,765	-35.9
	上板町	1,835	1,690	1,579	1,344	1,202	-34.5
	板野町	2,059	1,876	1,783	1,451	1,433	-30.4
	阿南市	11,828	10,948	10,244	9,365	8,541	-27.8
	徳島市	38,797	35,389	32,795	29,732	29,169	-24.8
	松茂町	2,437	2,386	2,254	2,100	1,949	-20.0
	石井町	3,653	3,493	3,416	3,232	3,029	-17.1
	藍住町	5,452	5,431	5,424	5,361	5,250	-3.7
	北島町	3,159	3,106	3,204	3,392	3,414	8.1

注：網掛け箇所は増減率が県平均を上回った市町村

資料：国勢調査（総務省）、徳島県推計人口（徳島県統計データ課）

(※)「改正過疎法」に基づく過疎地域と徳島県独自に指定した準過疎地域をもとにした過疎地

〈過疎地（過疎地域に準過疎地域を含む）〉

吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、神山町、佐那河内村、勝浦町、上勝町、つるぎ町、東みよし町、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町

〈過疎地以外〉

徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、石井町

図表 3-1 徳島県過疎地市町村の年少人口（0～14 歳人口）の将来推計

(人、%)

		2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2020 年～2040 年増減率
過疎地	神山町	251	222	176	140	110	-56.2
	牟岐町	250	192	154	124	96	-61.6
	那賀町	556	445	358	287	230	-58.6
	海陽町	614	479	384	307	246	-59.9
	つるぎ町	571	473	366	278	214	-62.5
	三好市	1,984	1,695	1,429	1,206	1,020	-48.6
	美波町	463	408	363	323	291	-37.1
	佐那河内村	173	147	124	101	86	-50.3
	上勝町	89	76	64	52	42	-52.8
	勝浦町	443	398	345	301	265	-40.2
	美馬市	2,675	2,390	2,122	1,857	1,633	-39.0
	東みよし町	1,647	1,565	1,448	1,336	1,236	-25.0
	吉野川市	3,891	3,404	2,970	2,567	2,256	-42.0
	阿波市	3,696	3,257	2,914	2,583	2,331	-36.9

注：網掛け箇所は増減率が県平均を上回った市町村

資料：国立社会保障・人口問題研究所

図表 3-2 徳島県過疎地以外の市町村の年少人口（0～14 歳人口）の将来推計

(人、%)

		2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2020 年～2040 年増減率
過疎地以外	小松島市	3,893	3,306	2,931	2,583	2,302	-40.9
	鳴門市	5,936	5,308	4,722	4,192	3,788	-36.2
	上板町	1,132	1,005	883	765	669	-40.9
	板野町	1,202	994	856	724	618	-48.6
	阿南市	8,562	7,702	6,985	6,307	5,784	-32.4
	徳島市	28,063	26,191	24,375	22,763	21,619	-23.0
	松茂町	1,972	1,841	1,696	1,579	1,499	-24.0
	石井町	3,021	2,805	2,607	2,421	2,289	-24.2
	藍住町	5,254	5,093	4,880	4,648	4,486	-14.6
	北島町	3,495	3,505	3,445	3,361	3,302	-5.5

注：網掛け箇所は増減率が県平均を上回った市町村

資料：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 児童数、生徒数の 20 年間の推移

① 小学校の児童数の推移

直近の約 20 年間(2000 年～2019 年)の児童数の推移を見るとこの間に県全体では 27.0%も減少している。これを市町村別にみると、北島町と藍住町以外の市町村全てで児童数が減少している。県内 24 市町村のうち 18 市町村が県平均を上回る減少率で、県平均を下回る減少率は松茂町などわずか 4 市町村に過ぎない。神山町 67.1%減、牟岐町 62.1%減などで児童数が激減している。

市町村を過疎地((※)過疎地域に準過疎地域を含む)とそれ以外に分けて、それぞれ 2000 年以降 2019 年までの児童数の推移をみると、過疎地の市町村の減少率は非常に高いが、過疎地以外の市町村でも県平均を上回る減少率になっている市町村があることが分かる。児童数の激減は過疎地に限ったことではなく、小松島市や鳴門市、上板町、板野町でも県平均の減少率を上回る勢いで児童数が減少している。

② 中学校の生徒数の推移

直近の約 20 年間(2000 年～2019 年)の生徒数の推移を見ると、この間に県全体では 33.9%も減少している。これを市町村別にみると、全ての市町村で生徒数が減少している。県内 24 市町村のうち 18 市町村が県平均を上回る減少率で、県平均を下回る減少率は北島町などわずか 6 市町村に過ぎない。神山町 72.8%減、美波町 65.5%減などで生徒数が激減している。

市町村を過疎地((※)過疎地域に準過疎地域を含む)とそれ以外に分けて、それぞれ 2000 年以降 2019 年までの生徒数の推移をみると、過疎地の市町村の減少率は非常に高いが、過疎地以外の市町村でも県平均を上回る減少率になっている市町村があることが分かる。生徒数の激減は過疎地に限ったことではなく、小松島市や鳴門市、上板町、板野町でも県平均の減少率を上回る勢いで生徒数が減少している。

図表4 徳島県市町村別小学校の児童数の推移

(人、%)

	2000年	2005年	2010年	2015年	2019年	2000年～2019年増減率
徳島市	15,999	14,939	14,106	12,884	12,760	-20.2
鳴門市	3,626	3,464	3,138	2,704	2,531	-30.2
小松島市	2,467	2,239	2,099	1,812	1,623	-34.2
阿南市	4,788	4,560	4,419	3,964	3,765	-21.4
吉野川市	2,678	2,328	2,171	1,933	1,789	-33.2
阿波市	2,433	2,193	2,026	1,804	1,579	-35.1
美馬市	2,080	1,717	1,564	1,321	1,217	-41.5
三好市	1,982	1,709	1,265	969	878	-55.7
勝浦町	362	255	244	224	188	-48.1
上勝町	88	67	72	51	39	-55.7
佐那河内村	152	118	96	94	77	-49.3
石井町	1,509	1,414	1,428	1,318	1,318	-12.7
神山町	337	254	158	126	111	-67.1
那賀町	591	498	410	307	257	-56.5
牟岐町	285	241	185	147	108	-62.1
美波町	495	371	324	228	210	-57.6
海陽町	711	620	528	373	292	-58.9
松茂町	903	912	942	862	836	-7.4
北島町	1,235	1,168	1,319	1,345	1,388	12.4
藍住町	2,093	2,054	2,154	2,138	2,126	1.6
板野町	787	790	777	635	574	-27.1
上板町	780	636	734	608	548	-29.7
つるぎ町	616	548	444	333	256	-58.4
東みよし町	1,150	974	805	687	683	-40.6
徳島県	48,147	44,069	41,408	36,867	35,153	-27.0

注：網掛け箇所は増減率が県平均を上回った市町村

資料：学校基本調査（文部科学省）

図表 5-1 徳島県過疎地市町村の小学校の児童数の推移

(人、%)

		2000年	2005年	2010年	2015年	2019年	2000年～2019年増減率
過疎地	神山町	337	254	158	126	111	-67.1
	牟岐町	285	241	185	147	108	-62.1
	海陽町	711	620	528	373	292	-58.9
	つるぎ町	616	548	444	333	256	-58.4
	美波町	495	371	324	228	210	-57.6
	那賀町	591	498	410	307	257	-56.5
	三好市	1,982	1,709	1,265	969	878	-55.7
	上勝町	88	67	72	51	39	-55.7
	佐那河内村	152	118	96	94	77	-49.3
	勝浦町	362	255	244	224	188	-48.1
	美馬市	2,080	1,717	1,564	1,321	1,217	-41.5
	東みよし町	1,150	974	805	687	683	-40.6
	阿波市	2,433	2,193	2,026	1,804	1,579	-35.1
	吉野川市	2,678	2,328	2,171	1,933	1,789	-33.2

注：網掛け箇所は増減率が県平均を上回った市町村

資料：学校基本調査（文部科学省）

図表 5-2 徳島県過疎地以外の市町村の小学校の児童数の推移

(人、%)

		2000年	2005年	2010年	2015年	2019年	2000年～2019年増減率
過疎地以外	小松島市	2,467	2,239	2,099	1,812	1,623	-34.2
	鳴門市	3,626	3,464	3,138	2,704	2,531	-30.2
	上板町	780	636	734	608	548	-29.7
	板野町	787	790	777	635	574	-27.1
	阿南市	4,788	4,560	4,419	3,964	3,765	-21.4
	徳島市	15,999	14,939	14,106	12,884	12,760	-20.2
	石井町	1,509	1,414	1,428	1,318	1,318	-12.7
	松茂町	903	912	942	862	836	-7.4
	藍住町	2,093	2,054	2,154	2,138	2,126	1.6
	北島町	1,235	1,168	1,319	1,345	1,388	12.4

注：網掛け箇所は増減率が県平均を上回った市町村

資料：学校基本調査（文部科学省）

図表6 徳島県市町村別中学校の生徒数の推移

(人、%)

	2000年	2005年	2010年	2015年	2019年	2000年～2019年増減率
徳島市	9,089	8,068	7,621	7,318	6,694	-26.4
鳴門市	1,975	1,688	1,660	1,545	1,243	-37.1
小松島市	1,380	1,093	1,011	950	804	-41.7
阿南市	2,694	2,255	2,213	2,205	2,002	-25.7
吉野川市	1,540	1,330	1,212	1,073	953	-38.1
阿波市	1,389	1,186	1,042	1,002	892	-35.8
美馬市	1,221	975	818	762	629	-48.5
三好市	1,257	928	816	569	491	-60.9
勝浦町	228	186	134	112	107	-53.1
上勝町	50	45	25	26	19	-62.0
佐那河内村	89	62	62	41	48	-46.1
石井町	843	741	642	695	619	-26.6
神山町	235	147	132	70	64	-72.8
那賀町	336	269	221	190	139	-58.6
牟岐町	163	150	117	92	63	-61.3
美波町	264	243	179	164	91	-65.5
海陽町	391	365	291	242	191	-51.2
松茂町	465	424	418	435	395	-15.1
北島町	682	565	575	667	646	-5.3
藍住町	1,163	1,014	1,002	1,011	1,012	-13.0
板野町	467	342	369	354	285	-39.0
上板町	474	341	290	337	277	-41.6
つるぎ町	414	289	256	205	178	-57.0
東みよし町	666	576	469	388	331	-50.3
徳島県	27,475	23,282	21,575	20,453	18,173	-33.9

注：網掛け箇所は増減率が県平均を上回った市町村

資料：学校基本調査（文部科学省）

図表 7-1 徳島県過疎地市町村の中学校の生徒数の推移

(人、%)

		2000年	2005年	2010年	2015年	2019年	2000年～2019年増減率
過疎地	神山町	235	147	132	70	64	-72.8
	美波町	264	243	179	164	91	-65.5
	上勝町	50	45	25	26	19	-62.0
	牟岐町	163	150	117	92	63	-61.3
	三好市	1,257	928	816	569	491	-60.9
	那賀町	336	269	221	190	139	-58.6
	つるぎ町	414	289	256	205	178	-57.0
	勝浦町	228	186	134	112	107	-53.1
	海陽町	391	365	291	242	191	-51.2
	東みよし町	666	576	469	388	331	-50.3
	美馬市	1,221	975	818	762	629	-48.5
	佐那河内村	89	62	62	41	48	-46.1
	吉野川市	1,540	1,330	1,212	1,073	953	-38.1
	阿波市	1,389	1,186	1,042	1,002	892	-35.8

注：網掛け箇所は増減率が県平均を上回った市町村

資料：学校基本調査（文部科学省）

図表 7-2 徳島県過疎地以外の市町村の中学校の生徒数の推移

(人、%)

		2000年	2005年	2010年	2015年	2019年	2000年～2019年増減率
過疎地以外	小松島市	1,380	1,093	1,011	950	804	-41.7
	上板町	474	341	290	337	277	-41.6
	板野町	467	342	369	354	285	-39.0
	鳴門市	1,975	1,688	1,660	1,545	1,243	-37.1
	石井町	843	741	642	695	619	-26.6
	徳島市	9,089	8,068	7,621	7,318	6,694	-26.4
	阿南市	2,694	2,255	2,213	2,205	2,002	-25.7
	松茂町	465	424	418	435	395	-15.1
	藍住町	1,163	1,014	1,002	1,011	1,012	-13.0
	北島町	682	565	575	667	646	-5.3

注：網掛け箇所は増減率が県平均を上回った市町村

資料：学校基本調査（文部科学省）

(3) 学校数、廃校数の20年間の推移

① 小学校の学校数、廃校数の推移

徳島県内の2019年5月1日現在の小学校数

(分校を含む、休校を含む)は191校である。直近の約20年間(2000年～2019年)の学校数の推移を見るとこの間に県全体では99校も減少し

ている。これを市町村別にみると、三好市が26校減、美馬市が22校減、つるぎ町が15校減、吉野川市と神山町が7校減、那賀町が6校減、海陽町と東みよし町が4校減となっている。平成の市町村合併を実施した市町村での減少が目立つ。

学校の統廃合では、例えば4校が廃校になりこれらを統合して新設の学校が1校誕生するといったことが起こっており、そのため、学校の

減少数＝廃校数ではない。また、一旦休校になりしばらくたってから廃校になるなど、統廃合と廃校にはタイムラグがある。そこで当該年度内に廃校になった学校数(休校からの廃校を含む)について、1999年度から2018年度の20年間の推移を見ると、廃校は徳島県内全体で99校も生じている。とりわけ2010年以降に目まぐるしく廃校が増加していることが分かる。

図表 8-1 徳島県内の小学校の学校数の推移

	2000年	2005年	2010年	2015年	2019年	2000年～2019年増減数
徳島市	35	35	35	34	33	-2
鳴門市	18	18	18	17	17	-1
小松島市	11	11	11	11	11	0
阿南市	26	26	26	26	26	0
吉野川市	18	18	17	17	11	-7
阿波市	13	11	11	11	11	-2
美馬市	30	27	27	13	8	-22
三好市	43	40	39	20	17	-26
勝浦町	2	2	2	2	2	0
上勝町	1	1	1	1	1	0
佐那河内村	1	1	1	1	1	0
石井町	6	6	6	6	6	0
神山町	9	8	8	2	2	-7
那賀町	12	9	7	7	6	-6
牟岐町	3	3	2	1	1	-2
美波町	6	6	5	5	5	-1
海陽町	7	6	6	3	3	-4
松茂町	3	3	3	3	3	0
北島町	3	3	3	3	3	0
藍住町	4	4	4	4	4	0
板野町	4	4	4	4	4	0
上板町	4	4	4	4	4	0
つるぎ町	20	19	19	7	5	-15
東みよし町	11	11	7	7	7	-4
計	290	276	266	209	191	-99

注：分校含む、休校含む

資料：学校基本調査（文部科学省）

図表 8-2 徳島県内の小学校の廃校の推移

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	計
徳島市																1				1	2
鳴門市															2						2
小松島市																					0
阿南市																					0
吉野川市											1								7		8
阿波市		1		1																	2
美馬市			2		1							2		9	1			6			21
三好市						3	1							13		2		2	1		22
勝浦町																					0
上勝町																					0
佐那河内村																					0
石井町																					0
神山町		1														6					7
那賀町		4							2									1			7
牟岐町											1										1
美波町										1											1
海陽町					2							4									6
松茂町																					0
北島町																					0
藍住町																					0
板野町																					0
上板町																					0
つるぎ町	1	1										1		4	3	4	2				16
東みよし町							1			3											4
計	1	7	2	1	3	3	2	0	2	3	3	7	0	26	6	13	2	9	8	1	99

注：各年度内に廃校した学校数（休校からの廃校含む、分校含む）

資料：徳島県教員委員会

②中学校の学校数、廃校数の推移

徳島県内の2019年5月1日現在の中学校数（分校を含む、休校を含む）は89校である。直近の約20年間（2000年～2019年）の学校数の推移を見ると、この間に県全体では8校減少している。これを市町村別にみると、学校数が変化したのは徳島市と阿南市がそれぞれ1校増、美馬市が3校減、神山町と那賀町が2校減、小松島

市、三好市、海陽町が1校減となっている。

中学校の統廃合では、例えば2校のうち1校が廃校になり、別の1校に統合されるといったことが起こっており、また、2校とも廃校になってこれらを統合して新設の1校が誕生するといったことも起きている。そのため学校の減少数＝廃校数ではない。また、一旦休校になりしばらくたってから廃校になるなど、統廃合と廃校に

図表 9-1 徳島県内の中学校の学校数の推移

	2000年	2005年	2010年	2015年	2019年	2000年～2019年増減数
徳島市	18	19	19	19	19	1
鳴門市	6	7	7	6	6	0
小松島市	3	3	3	3	2	-1
阿南市	10	10	11	11	11	1
吉野川市	5	5	6	6	5	0
阿波市	4	4	4	4	4	0
美馬市	10	10	9	7	7	-3
三好市	7	7	6	6	6	-1
勝浦町	1	1	1	1	1	0
上勝町	1	1	1	1	1	0
佐那河内村	1	1	1	1	1	0
石井町	2	2	2	2	2	0
神山町	3	3	3	2	1	-2
那賀町	6	5	4	4	4	-2
牟岐町	1	1	1	1	1	0
美波町	4	4	4	4	4	0
海陽町	3	3	3	2	2	-1
松茂町	1	1	1	1	1	0
北島町	1	1	1	1	1	0
藍住町	2	2	2	2	2	0
板野町	1	1	1	1	1	0
上板町	1	1	1	1	1	0
つるぎ町	4	4	4	4	4	0
東みよし町	2	2	2	2	2	0
計	97	98	97	92	89	-8

注：分校含む、休校含む

資料：学校基本調査（文部科学省）

図表 9-2 徳島県内の中学校の廃校の推移

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	計
徳島市																					0
鳴門市																					0
小松島市																	2				2
阿南市																					0
吉野川市																			1		1
阿波市																					0
美馬市										1				2							3
三好市										1											1
勝浦町																					0
上勝町																					0
佐那河内村																					0
石井町																					0
神山町																		1			1
那賀町							1			1											2
牟岐町																					0
美波町																					0
海陽町												2									2
松茂町																					0
北島町																					0
藍住町																					0
板野町																					0
上板町																					0
つるぎ町																					0
東みよし町																					0
計	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	2	0	2	0	0	2	1	1	0	12

注：各年度内に廃校した学校数（休校からの廃校含む、分校含む）

資料：徳島県教員委員会

はタイムラグがある。そこで当該年度内に廃校になった学校数(休校からの廃校を含む)について、1999年度から2018年度の20年間の推移を見ると、廃校は徳島県内全体で12校も生じている。とりわけ2010年以降に廃校が増加していることが分かる。

(4) 文部科学省の学校統廃合の手引に該当する学校数

①文部科学省の手引

文部科学省は、2015年1月27日に、各都道府県・指定都市の教育委員会教育長と各都道府県知事宛に、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定について(通知)」を出した。適正規模・適正配置等については実に60年ぶりに見直されることになった。「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」のおもなポイントは次の2点である。

■「学校規模の適正化」として、クラス替えができるかどうかを判断基準に、小学校で6学級以下、中学校で3学級以下の学校については、速やかに統廃合の適否を検討する必要がある。

■「学校の適正配置」として、従来の通学距離について小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準は引き続き妥当としつつ、スクールバスの導入などで交通手段が確保できる場合は「おおむね1時間以内」を目安とするという基準を加える。

②文部科学省の手引(通知文の内容)

前略

このような中、公立小学校・中学校の設置者である各市町村においては、それぞれの地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していくことが求められています。その際、学校統合により魅力ある学校づくりを行う場合や、小規模校のデメリットの克服を図りつつ学校の存続を選択する場合等の複数の選択があると考えられます。

このことから、文部科学省においては、公立小・中学校の設置者である市町村教育委員会が、学校統合の適否又は小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際や、都道府県教育委員会が、これらの事柄について域内の市町村教育委員会に指導・助言・援助を行う際の、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(以下「手引」という。)を別添の通り策定しました。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会において手引が積極的に活用され、地域の実情に応じた活力ある学校づくりの検討・実施が適切に行われるよう、手引について域内の市町村教育委員会に遺漏なく周知を行うとともに、手引の6章に記載している都道府県の役割を参考としつつ、市町村教育委員会に対する必要な指導、助言又は援助に取り組まれるようお願いいたします。

なお、本通知及び手引の策定をもって、「公立小・中学校の統合方策について」(昭和31年11月17日付け文初財503号)、「学校統合の手引」(昭和32年)及び「公立小・中学校の統合について」(昭和48年9月27日付け文初財431号)は廃止します。

③文部科学省の学校統廃合の手引に該当する学校数

文部科学省の手引に基づいて、徳島県内で試算してみると、文部科学省の手引で検討が求められる「学校規模：1学年1学級以下」に該当する徳島県内の公立小・中学校は、小学校が全体の約6割(60.8%)に該当する113校、中学校では全体の35.3%に該当する30校にも上っている。これによると、文部科学省の手引に該当する数は過疎地の山間部だけでなく過疎地以外の市街地周辺にも広がっていることが分かり、将来は廃校がさらに市街地にまで広がると予測される。

(5) 文部科学省などの政府の学校統廃合方針の変遷

戦後の学校統廃合の基準は1956年に文部省通知で定めたもので、小規模学校を統合する場合の規模は、おおむね12～18学級を標準とすること。通学距離は、小学校4km、中学校6kmを最高限度とすることが適当というものであった。当時はこれに基づき無理な学校統廃合が進められ、様々な弊害が起きたことから、1973年に軌道修正する通知が出された。そこでは「学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合もあることに留意すること。通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮すること。学校の持つ地域的意義等をも考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めることなど」が示され、これを受けて学校統廃合は適切に進められるようになった。

一方、廃校になった学校が活用もされずに放置されている状況は、国や地方自治体にとって他の公共施設と同様、維持管理の上で重要な課題になった。学校施設の多くは国庫補助などの多額の補助金を受けて整備した施設であり、従来は学校以外の転用や売却をする場合は補助金相当額の国庫納付など財産処分の手続きが必要とされてきた。これを背景にして、学校は休校となるも廃校にはならない方向に向かった。

ところが2008年6月に、文部科学省は廃校施設などの積極的な活用を進めるために廃校施設などの転用に際して、こうした財産処分手続の弾力化、簡素化を図った。国庫納付金免除範囲の抜本的な拡大及び手続きの簡素化を図った。

さらに文部科学省は従来の取り扱いを改正し、廃校施設の活用に道を開き、“未来につなごう「みんなの廃校プロジェクト」”を2010年

に立ち上げ、ホームページで廃校施設活用情報の提供や補助制度などを積極的に紹介するようになった。このような文部科学省の対応や地方自治体の思惑が、廃校の活用を後押ししている。また政府他省庁も、総務省が学校施設の管理計画策定に要する経費について特別交付税措置を講じ、学校施設の除却に要する経費を地方債の対象として認めるなど、学校の統廃合を加速化させる支援を行った。

そして、2015年に文部科学省は60年ぶりに学校統合の手引を見直し、小学校で6学級以下、中学校で3学級以下の学校については、速やかに統廃合の適否を検討する必要があるとし、従来の通学距離について小学校で4km以内、中学校で6km以内という基準に加えスクールバスの導入などで交通手段が確保できる場合は通学時間の観点を導入し、より遠方の学校との統合ができるように条件緩和を行った「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定し、各教育委員会に通知した。

2. 廃校の活用状況

文部科学省が全国の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校などを対象として、廃校の発生数とその活用状況等を把握するため、「廃校施設等活用状況実態調査」を実施している。

①廃校数

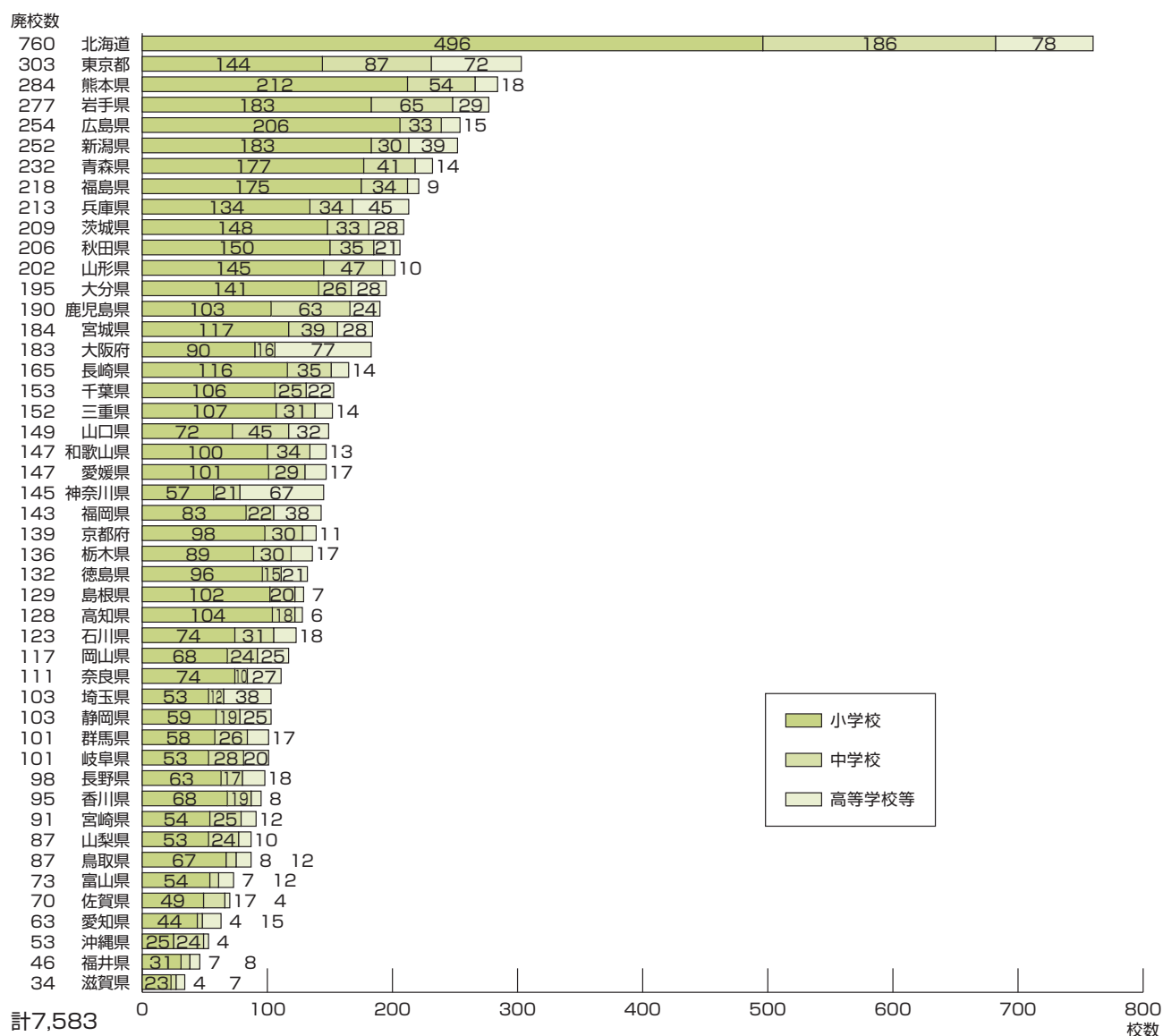
調査を開始した2002年度から2017年度までに発生した廃校は7,583校、内訳は小学校が5,005校と最も多く、中学校が1,484校、高等学校等が1,094校となっている。

都道府県別では北海道が最も多く760校、次いで東京都が303校、熊本県284校、岩手県277校、四国では愛媛県が最も多く147校、次いで徳島県132校、高知県128校、香川県95校となっている。

②廃校の活用状況

現在も施設が残っている6,580校のうち、既に

図表 10 公立学校の都道府県別廃校発生数



注：2002年～2017年度の廃校
資料：廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

活用されているのは4,905校(74.5%)となっている。活用されていないもので再利用や取り壊しが未だに決まっていないものは1,295校(19.7%)となっている。

活用が決まらない理由(複数回答)は、「建物が老朽化している」(48.3%)、「地域等からの要望がない」(44.0%)が多いほか、「立地条件が悪い」(18.9%)、「財源が確保できない」(14.3%)などがあがっている。

③廃校の主な活用用途

校舎の用途として最も多いのは学校(1,756件)、次いで社会教育施設(560件)、企業や法人等の施設(478件)、庁舎等(306件)、体験交流施設

図表 11 廃校施設の活用状況 (校、%)

施設が現存している廃校の数	6,580	100.0
活用されているもの	4,905	74.5
活用されていないもの	1,675	25.5
活用の用途が決まっているもの	204	3.1
活用の用途が決まっていないもの	1,295	19.7
取り崩しを予定	176	2.7

注：2002年～2017年度の廃校施設
資料：廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

図表 12 校舎の活用の用途が決まっていない理由（複数回答） (%)

地域等からの要望がない	44.0
建物が老朽化している	48.3
財源が確保できない	14.3
立地条件が悪い	18.9
用途に応じて法令上の制約がある	3.7
活用方法が分からない	4.9
活用の検討を行っていない	6.5
その他	24.3

注：2002年～2017年度の廃校施設
資料：廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

設等(302 件)などがあがっている。

屋内運動場の用途として最も多いのは学校(1,717 件)、次いで社会体育施設(1,417 件)、社会教育施設(352 件)、企業や法人等の施設(233 件)、体験交流施設等(175 件)などがあがっている。

図表 13 主な活用用途(複数回答) (件)

	校舎	屋内運動場
学校(大学を除く)	1,756	1,717
社会体育施設	164	1,417
社会教育施設・文化施設	744	450
社会教育施設	560	352
文化施設	184	98
福祉施設・医療施設等	511	194
老人福祉施設	163	60
障害者福祉施設	126	43
保育施設	41	14
認定こども園	18	12
児童福祉施設(保育所を除く)	45	19
放課後児童クラブ	75	26
放課後子供教室	20	15
医療施設	23	5
企業等の施設・創業支援施設	526	257
企業や法人等の施設	478	233
創業支援施設	48	24
庁舎等	306	111
体験交流施設等	302	175
備蓄倉庫	113	64
大学	41	35
住宅	15	7

注：2002 年～2017 年度の廃校施設
資料：廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

3. 廃校のビジネス活用の現状と課題

全国的に廃校が増加しているなか、公立小・中学校の設置者である市町村に対して文部科学省も積極的に廃校の活用をサポートしている。

山間部の過疎地や中山間地では既に廃校活用事例も多い。しかしながらその多くは地域コミュニティ維持のための公的な利用、例えば地域住民や子供、高齢者などのための社会体育施設、社会教育施設、福祉施設、教育施設、文化施設、体験交流施設、体験学習施設などである。ビジネス活用という視点で見ると、宿泊施設、地域おこしの特産品加工・販売施設などもあるが、それらの多くは行政からの補助金や助成金で支えられており、経営的に自立しているものは少ない。廃校の本格的なビジネス活用は今のところはまだ少ない。

現在は市街地や市街地周辺でも学校統合の動きが増えており、将来は休校から廃校への動きが増加するものと予想される。山間部の過疎地や中山間地よりも立地条件が良いことから、こうした地域では廃校のビジネス活用が進む可能性がある。

3-1. 廃校のビジネス活用の現状

(1)全国的に広がる廃校のビジネス活用(活用用途が企業や法人等の施設)

文部科学省の「廃校施設等活用状況実態調査」によると、全国の廃校舎のうち、「企業や法人等の施設」や「創業支援施設」といった企業系の用途として活用されている廃校が既に 526 件あり、福祉系に利用されている廃校数を上回っている。また屋内運動場のうち、企業系の用途として活用されているのが既に 257 件あり、この数は福祉系に利用されている廃校数を上回り、

図表 14 廃校施設の活用状況(主な用途) (件)

校舎		学校	1,756
学校系	1,797	大学	41
社会系	908	社会体育施設	164
		社会教育施設	560
		文化施設	184
福祉系	511	老人福祉施設	163
		障害者福祉施設	126
		児童福祉施設等	104
		放課後児童クラブ等	95
		医療施設	23
企業系	526	企業や法人等の施設	478
		創業支援施設	48
行政系	736	庁舎等	306
		体験交流施設等	302
		備蓄倉庫	113
		住宅	15

屋内運動場 (件)

学校系	1,752	学校	1,717
		大学	35
社会系	1,867	社会体育施設	1,417
		社会教育施設	352
		文化施設	98
福祉系	194	老人福祉施設	60
		障害者福祉施設	43
		児童福祉施設等	45
		放課後児童クラブ等	41
		医療施設	5
企業系	257	企業や法人等の施設	233
		創業支援施設	24
行政系	357	庁舎等	111
		体験交流施設等	175
		備蓄倉庫	64
		住宅	7

注：2002 年～2017 年度の廃校施設
資料：廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

「体験交流施設等」や「備蓄倉庫」といった行政系に利用されている廃校数と肩を並べる。

(2) 廃校のビジネス活用事例

市街地や市街地周辺の平地部の廃校をビジネス活用している事例として、文部科学省の「～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト 廃校施設の有効活用―企業活用編―」で紹介されているものには以下のようなものがある(図表15参照)。

それぞれかつて学校であった資源を有効に活用しながら、立地特性を生かした活用の仕方がなされている。

(3) 企業の廃校活用の目的やメリット

千葉県と株式会社ちばぎん総合研究所が2016年と2017年に実施した企業向けアンケートや企業ヒアリング調査によると、企業の廃校活用の目的やメリットは、ほとんどの企業に共通するものとして、①既に使われていた学校施設を利用することによる新規設備投資等の負担軽減、②廃校を活用しているという地域貢献と企業のイメージアップ、③公共施設を利用す

ることによる自治体との連携強化、④自治体からの補助金などの支援享受の可能性、⑤従業員への多様な働き方の提供(働き方改革)などがあがっている。

個別にみると、例えば、学校のもつ雰囲気を利用した撮影用スタジオとして廃校を利用する企業やドローン操作の練習場としてグラウンドを活用する企業、市街地では規制があつてなかなか広い空間が確保できず困っていた企業にとっては、学校施設自体が活用目的やメリットになっている。また、千葉県の例では、都心から1時間ないし2時間の距離にあるという廃校の立地条件の良さが企業にとって魅力となっている。さらに、新規事業への展開に際して、廃校を活用しているという価値をマスコミ等に訴求することでさらなる企業のイメージアップ、ブランドづくりに活用している例もある。

3-2. 廃校のビジネス活用の課題

(1) 地元側からのニーズや制約への対応

教育施設としての役割を終えても、これ以外に学校に付随していた機能の継続を地元側から求められることも多い。行政側からは選挙の投

図表 15 市街地や市街地周辺平地部の廃校のビジネス活用事例

活用用途	都道府県	市町村	旧学校名	施設名称	施設概要	運営開始年
眼鏡製造工場	兵庫県	淡路市	北淡東中学校	山本光学(株)工場	スポーツゴーグルや感染防止用マスクの組み立て工場。校舎内は教室ごとに分断されていることから、多様なニーズに合わせたゴーグルのような少量多品種を扱う熟練した作業員が組み立てを行うセル生産には教室が活用しやすい。	2010年4月
プリンター用トナー・インクカートリッジリサイクル工場	石川県	加賀市	菅谷小学校	エネックス(株)加賀工場	主にプリンター用トナー・インクカートリッジのリサイクル製品および化粧品素材の開発・製造を行う工場。校舎、体育館を工場や倉庫として活用するほか、グラウンド部分に新工場や社員向け福利厚生施設を新築している。	2016年12月
せんべい工場	北海道	小清水町	北陽小学校	(株)山口油屋福太郎	小清水町産馬鈴しょでんぷんに道産ホタテなどを練り込んだ「ほがじゃ」の製造工場。体育館を製造室に、中庭を室内に改築し製造から梱包まで複数の大型機械を直列できるスペースを確保。職員室と保健室を売店・見学ホールに、食堂・会議室は休憩スペースに、教室は製品倉庫として最小限の改装により利用している。	2013年7月
さつまいもの加工工場、レストラン、店舗、ミュージアム	茨城県	行方市	大和第三小学校	なめがたファーマーズヴィレッジ	特産物「さつまいも」をテーマに、校舎に加工工場、ミュージアム、レストランを設置したテーマパーク。周辺に、オーナー専用貸農園、クラブハウス、直営農場、さつまいも貯蔵庫などを併設し、農業のテーマパークとして運営している。	2015年10月
若手起業家向けオフィス	愛知県	新城市	黄柳野小学校	つげの活性化ヴィレッジ	職員室や一般教室を一部屋ごと区切り、個別のセキュリティと鍵を設置し、起業したい若者に低廉な価格でオフィスや作業場として貸し出している。教室がオフィスに变身したほか、ランチルームと給食室はトライアルカフェとして貸し出し中。	2016年1月

資料：「未来につなごうみんなの廃校プロジェクト 廃校施設の有効活用企業活用編」(文部科学省)

票所としての役割、避難所としての役割、避難訓練の場所としての役割などである。また、地域コミュニティの中心であったことから、例えば体育館やグラウンドの地域スポーツの場所としての利用継続などである。

廃校のビジネス活用にあたっては、地域貢献の観点からこうした地元側からのニーズに対応することが求められる一方で、企業活動のセキュリティ確保の観点から、管理形態などで住民と企業の双方が折り合いをつける必要がある。

また、自治体としては財政が逼迫するなか、公共施設の維持管理費削減が課題となっていることから、企業への維持管理負担をお願いする自治体も多い。例えば学校施設の維持のために加入している共済保険の保険料を企業に負担してもらっている例がある。

(2) ビジネス活用企業の発掘・マッチング

全国で廃校が増加しているなか、国をあげて廃校のビジネス活用を進めていることもあって、廃校活用の地域間競争が始まっている。ここでは利活用に興味のある企業の掘り起こしとマッチングが大きな課題になっている。

千葉県では、全国に先駆けて2016年度から千葉銀行などの地域金融機関等との連携により「空き公共施設等を活用した企業進出支援事業」を展開している。

①事業の背景

千葉県南部・東部の市町村においては、全国の市町村に比べ東京都市圏に近い立地条件を持っていながらも人口減少が徐々に進み、小学校などの空き公共施設の増加が大きな課題となっている。地域経済の活性化につなげるためには、こうした空き公共施設に企業誘致を図り、地域に「しごとの場」を創設することが重要である。

②主な事業内容

千葉銀行のシンクタンクである「ちばぎん総合研究所」が千葉県商工労働部企業立地課と連携して、以下の事業を実施することで、千葉県

内への進出可能性のある企業の発掘及び市町村への支援を行っている。

■空き公共施設等視察ツアー

空き公共施設等に進出を検討する企業を対象に活用事例や受け入れ可能な施設を巡るツアーを2016年度より継続的に実施している。

■空き公共施設等利活用フォーラム

空き公共施設等に関心がある企業と空き公共施設等を保有する市町村を引き合わせるマッチングイベントとしてフォーラムを2016年度より継続的に開催している。

■空き公共施設等を活用した企業誘致コンソーシアム創設

千葉県内各地域における市町村の自発的な誘致活動を実施するため、関係団体との連携による組織を創設する(令和元年新規事業)。

③これまでの実績

マッチング件数

16年度138件、17年度104件、18年度154件、19年度100件目標

進出企業数

16年度5企業、17年度7企業、18年度10企業

雇用数

16年度約50人、17年度184人、18年度45人

4. 廃校活用の枠組みと方向性

廃校の活用は、廃校決定以降の様々なプロセスを経て検討されているものであり、いきなり廃校⇒ビジネス活用とはならないようだ。

廃校活用の方向性には、いくつかの要因が関連している。それぞれの要因が詳細に検討され、どれを優先するかで、活用の方向性としてビジネス活用に至るか、それともビジネス活用に至らないかが決まる。

4-1. 廃校利用の方向性に影響する要因

(1)自治体行政(首長、議会、廃校を担当する部局)の廃校に対する考え方や姿勢

2019千葉県 空き公共施設等視察バスツアー 参加者募集！！

(定員：30名様)

千葉県では現在、廃校等の空き公共施設を使った取り組みが進んでいます。
空き公共施設を使う魅力は？
空き公共施設をどう使っているのか？
廃校活用に興味あるけど、まずはどうしたらいいの？
このツアーで実際に目で見て、入って、体験してみてください。

**参加費 無料!!
(昼食付)**

**第1回
中房総ツアー
11月8日(金)**

①いすみ市
★東京駅から特急で約70分
★住みたい田舎No.1にも選ばれる
★「コスモ食品千葉いすみ工場」を見学

②長南町
★東京駅から車で約60分
★廃校活用が進む先進地の1つ
★「長南集学校」を見学

③市原市
★アクアライン・圏央道で好アクセス
★工業地帯だけでなく、里山も魅力

**第2回
北総ツアー
11月26日(火)**

①銚子市
★東京駅から特急で直通約120分
★夏涼しく、冬温かい気候
★「銚子スポーツタウン」を見学

②香取市
★東京駅から車で約70分
★小江戸と評され香取神宮等歴史ある町

③東庄町
★東京駅から車で約90分
★利根川に接し、美豚や農業が盛ん

★ツアー行程(第1回、第2回共通)

9:00 JR千葉駅(駅東口・NTTビル付近) 集合・出発

■廃校などを活用した、新たなビジネスの場の視察
(倉庫施設、シェアオフィス、道の駅、工場など)
■活用を検討していただきたい、物件のご紹介
■市町村の勝致担当者、意見・情報交換

17:00頃 JR千葉駅 着・解散

※ツアーの詳細は随時ご連絡します。
※一部、行程が変更となる可能性があります。
※バスで移動するため、交通事情等により時間が前後する場合があります。ご了承ください。
※集合場所までの移動及び解散場所からの移動については、各自負担ください。

お申込方法・お問い合わせ先は裏面をご覧ください

千葉県 空き公共施設 等 活用 フォーラム 2020

先着100名・参加無料
(お申込方法は裏面)

日時 2020年1月23日(木) 13:00~16:00
(受付開始 12:30~)

場所 千葉銀行 本店 (3階大会議室)

✓新しい働き方を実践したい ✓地域活性化に取り組みたい
✓廃校でのビジネスに興味がある ✓千葉県への立地を考えたい

こんなニーズがある、取引先へ紹介したい、情報収集したいと思っただ方は、お気軽にご参加ください。

空き公共施設等活用フォーラム プログラム

**第1部 廃校活用の事例講演
(リンクロー株式会社 様)**

千葉県内で廃校を活用して事業展開している企業の方に、立地した理由、空き公共施設の魅力やメリットなどを語っていただきます。
今回は、長南町の小学校を活用している、「リンクロー株式会社」様にご講演いただきます。

第2部 市町村とのマッチング会

市町村がブースを設け、物件、産業、支援制度など様々な相談が可能なマッチング会です。
幅広い情報収集や具体的な立地相談まで、何でもお話しください。

<参加予定市町村> (変更となる場合がございます)
いすみ市、市原市、勝浦市、香取市、君津市、長南町、東庄町、南房総市、茂原市、横芝光町 (※50名様)

お申し込み方法・会場の詳細は、裏面を参照ください。

『千葉県 空き公共施設等視察バスツアー』お申込について

①電子メール または、以下をご記入の上 ②FAX のいずれかでお申込ください。
ツアー開催日の1週間前までにお申込ください (以降の場合は、別途電話等でお問い合わせください)

申込項目	ご記入欄
貴社名	
住所	
所属・氏名 (参加される方全員のご記入をお願いします)	(所属) (氏名・ふりがな) ※1団体あたり2名様まで
電話番号	
メールアドレス ※必ずご記載ください	
ご参加希望ツアー (両日可)	1. 中房総ツアー (いすみ市、長南町、市原市)【11月8日(金)】 2. 北総ツアー (銚子市、東庄町、香取市)【11月26日(火)】

①電子メールの場合...上記項目を本文にご記入の上、メールでお申込ください。

【メールアドレス: gokita@crinet.co.jp】

※件名を「空き公共施設等視察ツアー 申込」としてください。

※受領後、確認メールをお送りさせていただきます (返信に数日かかる場合がございます)

②FAXの場合...上記申込項目をご記入いただき、本用紙をFAX送信してください。

【FAX番号: 043-351-7440】

□個人情報の取り扱いについて

本申込フォームにおける個人情報の利用目的は以下の通りです。

①本ツアーに関する情報提供・ご連絡 ②同主旨のフォーラム・ツアー等に関する情報提供

本事業で収集した個人情報については、厳重に管理し、不要になった際には速やかに廃棄いたします。

集合・解散場所について (両日とも共通)



■主催: 千葉県 商工労働部 企業立地課
◆お問い合わせ: 株式会社ぎん総合研究所 調査部 担当: 五木田 (ごきた) 電話: 043-351-7430 (受託事業者)

2020年1月には、東京・日本橋でも同主旨のフォーラム開催を予定しています。
最新情報は「千葉県 空き公共施設」で検索いただき、「千葉県企業立地課」のホームページもご参照ください。

『千葉県 空き公共施設等活用フォーラム in千葉』お申込方法

①電子メール または、以下をご記入の上 ②FAX のいずれかでお申込ください。

お申込及びご参加にあたり、「参加票」等は発行しておりますので、ご承知ください。

申込項目	ご記入欄
貴社名	
住所	
所属・氏名 (参加される方全員のご記入をお願いします)	(所属) (氏名・ふりがな) ※1団体あたり3名様まで
電話番号	
メールアドレス (必ずご記入下さい)	

①電子メールの場合...上記項目を本文にご記入の上、メールでお申込ください。

【メールアドレス: gokita@crinet.co.jp】

※件名を「空き公共施設等活用フォーラム申込」としてください。

※受領後、確認メールをお送りさせていただきます (返信に数日かかる場合がございます)

②FAXの場合...上記申込項目をご記入いただき、本用紙をFAX送信してください。

【FAX番号: 043-351-7440】

□個人情報の取り扱いについて

本申込フォームにおける個人情報の利用目的は以下の通りです。

①本フォーラムに関する情報提供・ご連絡 ②同主旨フォーラムに関する情報提供

本事業で収集した個人情報については、厳重に管理し、不要になった際には速やかに廃棄いたします。

会場について

【交通アクセス】

JR京葉線 千葉みなと駅より 徒歩5分

JR総武線 千葉駅より 徒歩15分

【住所】
千葉市中央区千葉港1-2
(千葉銀行本店 3階大ホール)

【駐車場利用不可について】
現在、千葉銀行の建替え工事につき、駐車場がご用意できません。
大変恐縮ですが、必ず公共交通機関をご利用ください。

■主催: 千葉県 (商工労働部企業立地課)

■お問い合わせ (受託事業者):

株式会社ぎん総合研究所 (千葉市美浜区中瀬1-10-2) 調査部
担当: 五木田 (ごきた)、観音寺 (かんのしん) 電話番号: 043-351-7430

①地域住民側に廃校活用を担う力が不足している(人口減少で活用主体・担い手がいらない、行政に委ねたいと住民が希望している)

学校は長い間、地域コミュニティの中心だった場所であり、地域住民の思い入れも強く、廃校になっても簡単に取り壊すわけにはいかないとこれまでは思われていた。しかしながら高齢化が進んでいるところや人口が激減しているところでは、地域住民ではなかなか活用しきれないというのが現状であり、このため地域住民からは行政に委ねたいという希望が増加している。

②維持管理費が財政的制約に影響する

廃校はそのまま放置していても建物の老朽化が進み、維持管理のコストはかかり続ける。使わなくなった学校は光熱費等の維持管理費が年間数百万円もかかるため置いておくだけで財政的にはマイナス。自治体行政にとって使われない廃校の増加は「負の遺産」の増加に直結する頭の痛い問題となっている。

人口減少による行政需要の減少が招く公共施設数の超過、公共施設の老朽化による建物更新費用の増加など、行政保有資産の圧縮、維持管理費用の適正化の面からは所有する全ての公共施設を維持・更新することは財政的な制約により不可能な状況になりつつある。

③民間活用で財政運営を改善したい

学校が統合すると、統合前と比べて地方交付税は減少してしまう。地方交付税を維持するためには廃校になっても簡単に取り壊すわけにはいかない。しかし維持管理費はかかるという矛盾が生じる。このため、民間事業者等へ貸付や売却を行うことで財政運営を改善しようという意思が働く。例えば廃校を維持管理するために必要となる共済保険(建物総合損害共済)の共済基金分担金の支払いといった費用を今まで通り自治体行政が負担するが、その費用相当分を民間事業者等へ貸付や売却を行うことで賄うといったことが行われている。

④避難場所となる施設としての重要性

廃校はもと学校だけに、廃校時には老朽化しているとはいえ耐用年数に沿った耐震補強がなされ、水道、光熱など災害時ライフラインが整備されており、避難場所として指定されているなど、地域防災の拠点施設でもある。また、選挙の投票所に使われているなど、自治体行政にとっても重要な施設に変わりはない。とりわけ周辺に代替施設がない場合は避難場所となる施設としての活用を維持する可能性は高まる。

(2)地域住民の意向

学校は明治時代に地元の名士が土地を提供したり、地域で資金を出しあって建てたところもあり、古い城郭や寺院の跡地など、その地区で最も優れた土地を選んで災害に強い頑丈な建築物として建てられていることが多い。

歴史的に学校は多くの人々にとって特別な場所となっており、地域のシンボリックな存在、地域の貴重な財産でもある。地域行事(体育祭など)の際には体育館やグラウンドの多くは地域への開放を通じて、スポーツ振興の場、地域活動の場としての役割を果たしてきている。

地域住民の暮らしの拠り所・コミュニティ活動の精神的な支柱ともなっていることが多い。学校(母校)へのこだわり、子どもの教育の場であり地域の協同の場として地域コミュニティの中心を長年担ってきた学校がなくなることへの地域住民の危機意識は高く、それだけに廃校の活用に関して期待と不安は大きい。

(3)国庫補助相当額の国への納付(国への補助金返納)問題

国庫補助を受けて建設した学校施設を学校以外の用途に転用したり、売却したりする場合は、原則として補助金相当額の納付が義務付けられている。国庫補助を受けて学校施設を整備したにもかかわらず、学校教育以外の目的に使用するのであれば、補助目的を達成できないことになり、そのため、処分制限期間内に転用、貸与、

譲渡、取壊し等を行う場合には、原則として各省各庁の長の承認が必要とされており、承認がなければ補助金の返還義務等が生じる。この承認を得るための手続が財産処分手続である。廃校の活用にあたっては、この国庫補助相当額の国への納付(国への補助金返納)問題は避けて通れない。

4-2. 廃校活用の方向性

一般的には以下のような優先順位のもとで検討がなされた結果、地域住民や市民の主体的な活用がない場合に、最後にビジネス活用に至っているケースが多い。ただし、廃校はそれぞれで置かれた条件、地域環境が異なり、同じものは少ないことから、首長と行政が住民をリードする形で当初からビジネス活用を念頭に廃校活用を検討するというケースも見られる。

①地域住民活動の場として活用

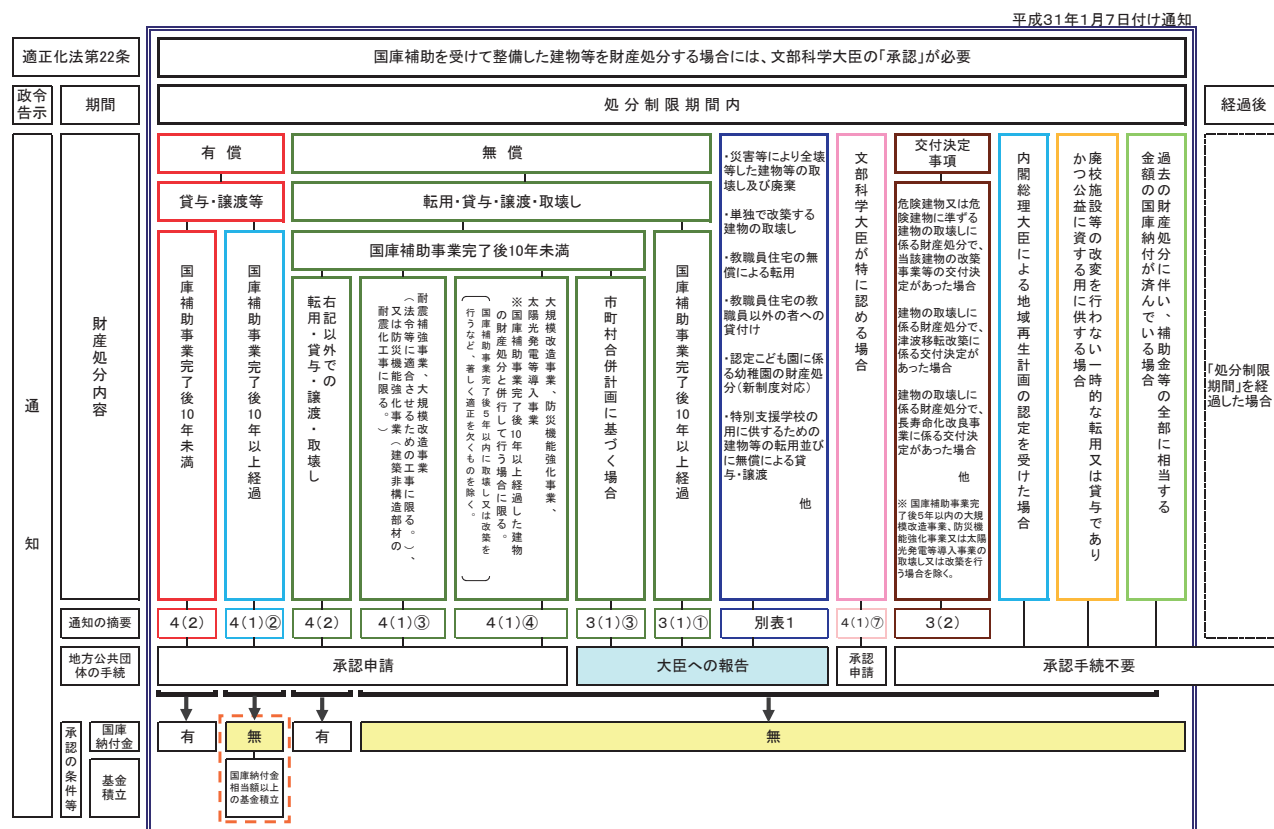
地域住民からの提案などにより、地域住民自らが地域の活性化策として取り組むべき事業に

要する施設として、転用により、公共施設(行政財産施設)として活用する。この場合、自治体行政側に維持管理費等の負担が従来通りかかり続けることになり、財政制約から将来的にも続けられるかは未知数である。市町村の中には地域住民活動の場として活用するには、利活用に向けた改修工事や維持管理費に要する経費と、活用による便益との比較(費用対効果分析)により、原則として一定の効果が生じるものであることという条件を付けているところもある。

②民間等の施設として活用

地域住民側に廃校活用を担う力が不足している場合(高齢化や人口減少で活用主体・担い手がない、行政に委ねたいと住民が希望しているなど)や地域住民による活用策がない場合には、民間事業者等の活用によって、地域活性化などの地域全体の利益に適うと認められる場合に、企業誘致等による貸付(普通財産貸付)または売却が選択されている。また、福祉・教育施設などの公益的な事業を民間事業者等が行う場

図表 16 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続の概要



資料：文部科学省

合はこれらの事業展開による活用が検討されている。ただし、施設劣化状況等を精査し、今後の中規模・大規模改修事業費などのコスト計算及び経費負担について明確にした上で、貸付期間と貸付料を定め、または売却額を定めている。貸付等で生じた収入については、補助金適正化法等により教育関係事業へ充当させる財源としている（基金条例制定及び基金設置・積立）。

③除去等

市民または民間等による活用が図れない場合、経年劣化による維持管理費の増大などが見込まれるため、法定耐用年数経過後に適切に除去等を実施する。

4-3. 廃校利用の検討手順とビジネス活用

国庫補助金の国への返納（納付金の国庫への納付）が発生するかどうかや発生する場合のその納付金の規模はビジネス活用に影響する。

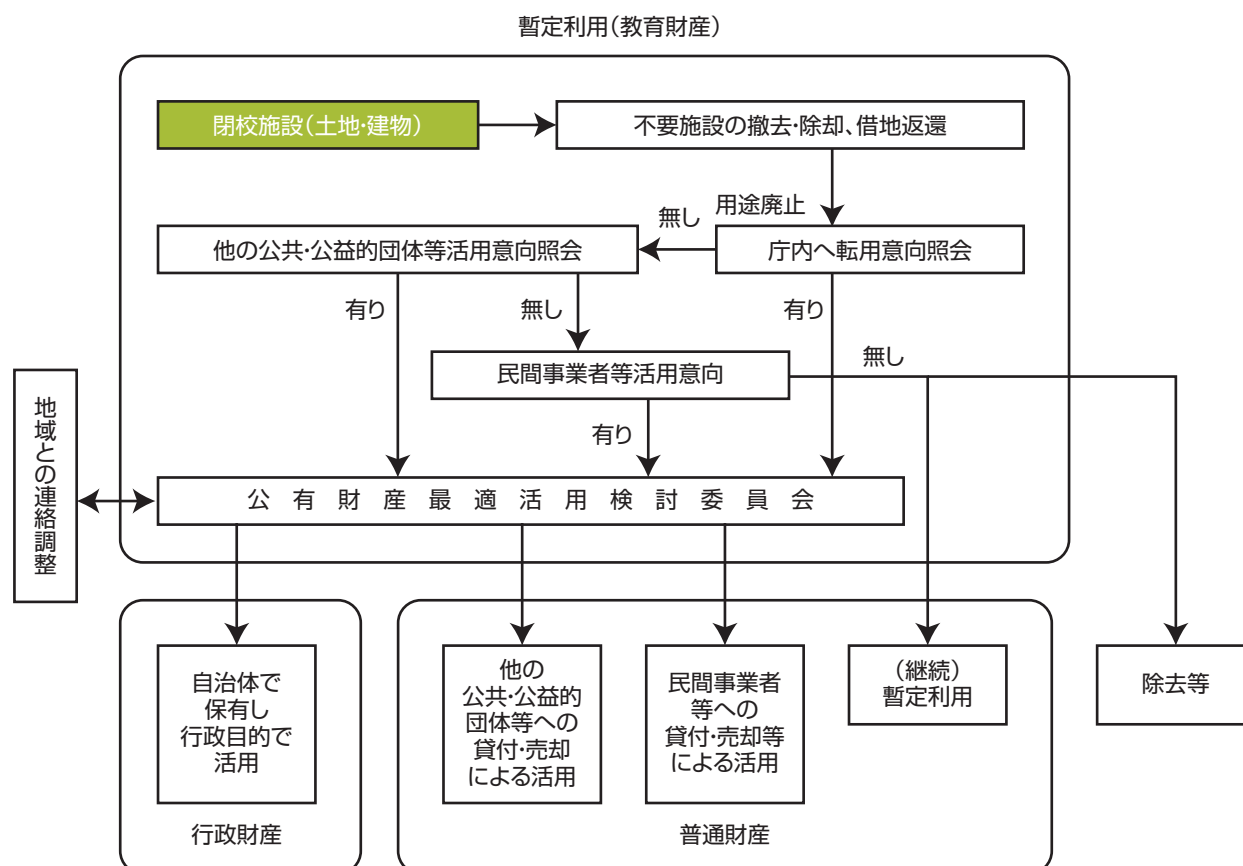
過疎化や少子化に伴う学校の統廃合により

廃校となった校舎や空き教室が急増するなか、2008年以降、文部科学省においては、廃校施設や余裕教室の一層の有効活用を促進するため、一定の要件を満たせば、国庫納付を要せず、報告書の提出をもって手続が済む簡素な取扱いにするなど、手続の弾力化・簡素化を図っている。

しかしながら、国庫補助事業完了後10年以上経過したもので処分の手続きを問わず国庫納付金が不要となるのは、無償で転用・貸与・譲渡等の財産処分を行う場合に限定されており、有償での貸与・譲渡等となると、国庫納付金相当額以上を学校施設整備のための基金積み立てを条件に、国庫納付金が免除されるにとどまっているなど、民間事業者への建物等の財産処分にはいまだ制限がある。

国庫納付金が発生する場合でも、その額と同等かそれを上回る収益が見込まれる場合はビジネス活用を行う可能性は高まるものの、国庫納付金の規模によっては民間事業者への建物等の財産処分に踏み込めないケースも生じる。また、

図表 17 廃校活用の方向性検討の流れ



国庫納付金が負担となり有償での貸与・譲渡等の額を引き上げざるを得ないとなると、廃校活用に参入する民間事業者を限定してしまうことになりかねない。

地域住民の意向を受けて自治体行政(首長、議会、廃校を担当する部局)の考え方もビジネス活用に影響する。空き家などと違って学校はかなりの施設規模を有するため、例えば1階と2階では違った立地条件を持っており、使い勝手も異なる。校舎と体育館、グラウンドではそもそも形態が大きくことなる。廃校施設を転用する場合、一括してその活用方向を考えるのか、分割して考えるのかの選択がある。どこを無償転用とするかどこを有償転用とするかなどやどこを行政財産とするのか普通財産とするのか、全てをひとつの事業者へ貸与・譲渡等するのか、分割してそれぞれの利用に適した事業者に貸与・譲渡等するのかなどによって、活用の方向性に影響する(これはビジネス活用の規模に影響してくる)。

過疎地山間部だとそもそも活用主体が乏し

く、廃校施設をまるごと使い切っている例は少なく、1階の一部のみが活用されているといった例も多いが、市街地や市街地周辺の廃校では立地条件も良いことから潜在的な活用主体も多く見込まれ、また地域住民の利用ニーズも一定程度存在する場合が多いため、一括活用と分割活用を地域環境や立地条件を考慮しながら進めることができる。こうしたことから地域住民の意向を受けて自治体行政も1階部分や体育館などは行政財産として地域住民向けサービスを担う事業者等へ無償貸与(設置条例に基づいた使用料を徴収)、2階部分等は普通財産として民間事業者へ有償貸付といったビジネス活用のケースが見られる。行政財産、普通財産、無償転用、有償転用、地域住民、民間事業者、コミュニティ活動、ビジネス活用などを組み合わせたバリエーションがある。自治体行政側は維持管理費等の負担を軽減するために、活用主体の負担能力にそった廃校施設の活用を考えることができる。